101 法令問題 令和７年度　問１ A □□□

採石法の目的及び定義に関する次の（ア）～（エ）の記述のうち、採石法規上正しいものの組合せを(1)～(4)のうちから一つ選べ。

（ア）　個人が反復継続的に庭石として結晶片岩を採取し、販売する行為は採石業に該当せず、採石法の適用を受けない。

（イ）　採石法の適用を受ける岩石は２４種類あり、その中には「はんれい岩」及び「せん緑岩」が含まれている。

（ウ）　岩石の採取の事業を行おうとする者は、重機を使用して採掘する場合でも、人力で採掘する場合でも、その採掘方法にかかわらず、その事業を行おうとする前に採石業者の登録のみを受ければ、採石業を行うことができる。

（エ）　採石法は、岩石の採取に伴う災害の防止を目的の一つとしている。

(1)　（ア）と（ウ）
(2)　（ア）と（エ）
(3)　（イ）と（ウ）
(4)　（イ）と（エ）

101	法令問題	採石法・目的と定義	(4)

採石法の目的及び適用対象となる「採石業」「岩石」の定義について、条文レベルの理解ができているかを問う問題です。

（ア）誤

「個人が反復継続的に庭石として結晶片岩を採取し、販売する行為」は、営利目的で反復継続して岩石を採取・販売しているため、採石業に該当します。採石法では、事業性（反復継続性・営利性）が認められる場合、個人であっても採石業に該当します。

（イ）正

採石法の適用を受ける岩石は、法律及び施行令により 24 種類が定められています。その中には、「はんれい岩」や「せん緑岩」も含まれており、いずれも採石法の規制対象です。

（ウ）誤

岩石の採取事業を行うためには、採石業者の登録だけでなく、採取計画の認可が必要です。

これは、重機による採掘であるか、人力による採掘であるかを問いません。

（エ）正

採石法は、岩石の採取に伴う災害の防止を重要な目的の一つとしています。実際に、法の目的規定には、採取事業の健全な発達とともに、災害防止や公共の福祉への配慮が明示されています。

正解は(4)になります。